

平成30年3月定例教育委員会会議録

1. 日 時 平成30年3月2日(金)午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員 教育長 奥 真弥
教育長職務代理者 北浦 秀樹
委 員 南 一早枝
委 員 畑谷 扶美
委 員 山下 潤一郎
委 員 中村 スザンナ
委 員 赤坂 敏明
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
教育部長 上野 正一
施設担当理事 福島 敏
文化財担当理事 鈴木 陽一
スポーツ推進担当理事 谷口 洋子
教育総務課長 檜葉 浩司
教育総務課教職員担当参事 十河 統治
教育総務課施設担当参事 田中 伸宏
学校教育課長 上田 和規
学校教育課学校指導担当参事 明渡 賢二
学校教育課人権教育担当参事 和田 哲弥
青少年課長 山隅 唯文
スポーツ推進課長 山路 功三
こども部長 古谷 信夫
子育て支援課長 川崎 弘二

5. 本日の署名委員 委 員

北浦 秀樹

議事日程

(報告事項)

報告第 9 号 第 31 回全日本少年少女合唱祭全国大会 泉佐野大会の共催について
(生涯学習課)

報告第 10 号 教育委員会後援申請について

報告第 11 号 教育委員会後援実施報告について

議案第 3 号 教育に関する事務の点検及び評価報告書について (教育総務課)

議案第 4 号 平成 30 年度泉佐野市教育委員会重点施策について (学校教育課)

議案第 5 号 泉佐野市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について (学校教育課)

議案第 6 号 泉佐野市就学援助費支給要綱の一部改正について (学校教育課)

議案第 7 号 スポーツ都市宣言について (スポーツ推進課)

議案第 8 号 泉佐野市営プール条例の一部を改正する条例制定について (スポーツ推進課)

議案第 9 号 泉佐野市立佐野中学校プールの指定管理者の指定について (スポーツ推進課)

議案第 10 号 泉佐野市民テニスコート条例の一部を改正する条例制定について
(スポーツ推進課)

議案第 11 号 泉佐野市立幼保連携型認定こども園条例の制定について (子育て支援課)

議案第 12 号 教職員の人事について (教育総務課)

(午後 2 : 0 0 開会)

奥教育長

ただ今から平成 3 0 年 3 月の定例教育委員会議を開催します。

本日の傍聴はありません。

本日は委員全員が出席しているため、会議が成立しています。

本日の会議録署名委員は、北浦委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、本日の審議に入ります前に、2 月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がありましたら、お願いいたします。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、赤坂委員は後ほど署名をお願いします。

それでは、本日の審議に入りたいと思います。

はじめに報告第9号「第31回全日本少年少女合唱祭全国大会 泉佐野大会の共催について」を議題といたします。報告をお願いします。

上野教育部長

それでは、報告第9号「第37回全日本少年少女合唱祭全国大会 泉佐野大会の共催について」ご説明いたします。全日本少年少女合唱祭全国大会は、我が国の少年少女合唱団、児童合唱団の普及に努めるため、毎年全国各地で開催地を移して合唱の祭典を実施しており、本市におきましても19年前に一度開催されましたが、市政施行から70周年を迎える本年、第37回目の全国大会を再び、この泉佐野で開催することとなっております。全国の団体相互に演奏を発表・鑑賞し、少年少女の合唱技術の向上と豊かな表現に芸術性の創造をめざすため、また本市を含め開催近隣都市の子どもの活動を促しその指導者の育成に役立つことを目的としております。

資料の2枚目をご覧くださいと思います。開催期日でございますけれども、3月24日（土）から25日（日）で、土曜日の午後から日曜日にかけてとなります。会場につきましては、エブノ泉の森ホールの大ホールでございます。参加者につきましては、全日本少年少女合唱連盟加入団体並びに地元の少年少女合唱団などで、資料の3枚目に本市を含めた参加予定の32団体が記載されております。内容につきましては、オープニングで各団体の紹介をした後、オープニングの合同合唱、各団体の演奏8分以内の自由曲の発表、エンディングの合同合唱を予定しております。

説明は以上でございます。

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第9号を終わります。

次に、報告第10号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

檜葉教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料10に基づいて説明。

新規2件、継続6件、計8件の事業内容について一括で報告

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

北浦委員

泉の森市民ギャラリー作品展ですが、主催が泉佐野市文化協会と一般財団法人泉佐野市文化振興財団ということで、文化協会は確か宮脇会長で、文化振興財団は向井理事長だったと思うのですが、文化協会は文化振興財団の中にあるのですか。それともこの二つは別々のもののでしょうか。

上野教育部長

文化協会と文化振興財団は全く別の団体でございまして、文化振興財団も泉の森ホールを管理運営しているイメージなのですが、もともと文化振興に取り組む財団ということでございまして、双方から実施主体として後援名義依頼が出ているということでございます。

北浦委員

今回の催しですと、文化協会が中心となって、その中に部会がいろいろあって、文化振興財団はそれを後押しするような役割ということでしょうか。

上野教育部長

そうですね。一般財団法人ですけれども、もともと文化の振興に取り組むというのが文化振興財団の位置づけでございまして、なにも施設の管理運営だけをやるということだけではないということで、北浦委員さんがおっしゃったようなことだと思います。

赤坂委員

わんぱく相撲ですけれども、勝ち進んで行ったら大阪大会、全国大会と続いており、参加については男の子、女の子問わずであったと思います。仮に、女の子が勝ち進んだ場合、最終の両国国技館に上がれるようになっているのでしょうか。

上田学校教育課長

国技館の土俵に上がれるかどうかについては、申し訳ありませんが、私の方では状況をつかめておりません。

赤坂委員

たぶん、去年の時点では、いくら勝ち進んでも国技館の土俵はだめだという話だったと思うのですが、いろいろ男女の差別の問題だとかマイノリティの問題もありますので、そういう観点から質問させていただきました。女の子が上がるかどうか、また、お教え願います。

上田学校教育課長

この場ではお答えができないので、また確認をさせていただきまして、回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

奥教育長

他ございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第10号を終わります。

次に、報告第11号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。

報告をお願いします。

檜葉教育総務課長

報告第 11 号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。報告資料 11「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。報告件数は今回 4 件でこれらは以前に教育委員会の後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第 11 号をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただいま報告がありましたが、委員の皆様でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第 11 号を終わります。

続いて議案審議にうつります。

議案第 3 号「教育に関する事務の点検及び評価報告書について」を議題といたします。説明をお願いします。

檜葉教育総務課長

議案第 3 号「教育に関する事務の点検及び評価報告書について」ご説明いたします。議案資料 3 をご覧ください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条第 1 項に基づき、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価をおこない、その結果に関する報告書を作成することとされており、本市においても平成 20 年度から、この報告書を作成しております。

また、同条第 2 項に、「教育委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」との規定があり、本市では、元校長で、元本市教育委員会事務局人権教育室長を務められました橋本正二郎さんと、元本市教育委員会事務局社会教育部長を務められました塩谷善一郎さんに学識経験者をお引き受けいただき、各担当課とのヒアリング等を通して、評価に当たっての指導や助言をいただきました。

評価の方法としては、市の第 4 次総合計画の施策体系を参考に、「学校教育に関するもの」、「生涯学習・スポーツに関するもの」、「文化に関するもの」に分類した各事業について事務局で自己評価を行い、全体評価を学識経験者の方にお願ひしました。

評価基準については、A の「順調」、B の「概ね順調」、C の「順調でない」の三段階で行っています。内容としては、学校教育に関するもの 44 事業、生涯学習・スポーツに関するもの 16 事業、文化に関するもの 9 事業の計 69 事業について評価を行い、評価 A が 25 事業、評価 B が 44 事業となっています。

学識経験者の全体評価は、60 ページから 62 ページにかけまして記載しております。

60 ページの下の方ですが、全体をとおしての今後の課題として、3 つの指導・助言をいただいております、

一つ目が、本報告書は市民に公開されるものであり、経年変化や国府のデータなど比較できるものを示し、見る側がわかりやすいものでなければならないということ。

二つ目が、永年安定して実施してきた事業であっても、工夫や改善を積極的にすべきであるということ。

三つ目が、他市町と比較し、遅れている事柄については、予算を獲得するよう努力すべきとし、喫緊の課題として学校 I T C 環境の整備と図書購入費を挙げておられます。

続いて、62 ページと 63 ページには、箇条書きで、各項目別にそれぞれの評価した点と課題を挙げていただいております。

まず、学校教育に関することでは、評価した点として、35 人学級、泉佐野スタンダード、学校給食、施設の耐震化及び改善、一部で実施されている I T C 環境、介助員の配置及び巡回相談、学力向上プロジェクトを、逆に課題として、I C T 教育環境及び I T 化の遅れ、家庭の教育力を支援する施策、土曜事業の検証及び適切な支援や改善、学校施設の長期的な維持計画の策定、認定こども園へのスムーズな移行が挙げられております。

次に、生涯・スポーツに関することでは、評価した点として、図書館・公民館の指定管理者制度への移行をサービスの改善に繋げていること、各種事業や講座の実績、スポーツ推進のための各種事業の成果、青少年の健全育成のための事業の推進を、課題としては、出前講座の実施メニューの偏り、図書館の新書購入、各種スポーツ教室の周知方法、ジュニアリーダー養成の参加者の低迷が挙げられております。

次に、文化に関することでは、評価した点として、文化財施設の公開と歴史館の指定管理者への円滑な移行を、課題として、泉佐野市史の積極的な活用と歴史館の入館者の増加への取組みが挙げられています。

この評価報告書の結果を踏まえ、来年度以降の事業の改善及び、より一層の進展に努めてまいります。

なお、この評価報告書については、ご承認いただいた後、議会に提出するとともに、ホームページにおいて公表してまいります。

説明は以上でございます。

奥教育長

ただいま、教育総務課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

先ほど説明がございましたけれども、60 ページ以降に学識経験者の評価ということで、お二人に評価をしていただいて、評価すべき点あるいは課題のご指摘をいただいております。そういったことを踏まえまして、今後、さらに充実させていく必要があると思っておりますが、委員さんの中でご意見はありませんか。

南委員

去年の評価が B 評価で、今年が A 評価になっているものはありますか。

榎葉教育総務課長

全体を通しまして、事業項目は去年と同じ 69 でございまして、去年は、A 評価がトータル 21 ございまして、今年も 25 ございまして、4 つ改善しているということです。個別の項目については比較するものを持ち合わせていないので、お答えできなくて申し訳ないのですが、分野でいきますと、義務教育の充実で 4 項目が B 評価から A 評価になっているということでございます。

奥教育長

自己評価の部分でAが増えたということで、Cは今のところ全くないわけですね。

最後には、第三者評価もしていただいています。教育委員会事務局の内部で自己評価した段階で、こんなことが良かったということがあれば、この場で強調して言うていただければと思うのですが。事務局の方でないですか、ここを強調しておきたいとかということは。よろしいですか。また、次回から、そういったことを言うていただければと思います。

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第3号「教育に関する事務の点検及び評価報告書について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第4号「平成30年度泉佐野市教育委員会重点施策について」を議題といたします。説明をお願いします。

上田学校教育課長

議案第4号「平成30年度泉佐野市教育委員会重点施策について」ご説明させていただきます。説明は、「新旧対照表」をもとにさせていただきます。「新旧対照表」には、変更箇所をすべて記載しておりますが、文言や表記上の変更についての説明は省略させていただきます。

今回の主な変更点ですが、1点目は、市立の幼稚園が、次年度より幼保連携型認定こども園となることから、「幼児」という表現を「園児」に変更しています。

2点目は、新たな法律等の制定により法令等についての記述が最新のものになっていない部分についての修正を行っています。

3点目は、学習指導要領が改訂されることに伴い、学習指導要領で修正・追加された部分についての文言の追加修正を行っています。

それでは、6ページ「1.学校の運営管理について」の(12)をご覧ください。

文中に、平成24年に制定された「泉佐野市の施設における国旗の掲揚及び国歌の斉唱に関する条例(平成24年12月21日市条例第30号)」を加えています。

次に、7ページ「II.学校教育環境の整備充実について」をご覧ください。

「昨年度の佐野中学校に引き続き、今年度は、新池中学校と第二小学校、佐野台小学校及び中央小学校のプールが竣工予定である。さらに、昨年度より着手している北中小学校、大木小学校に加えて、第三小学校、日新小学校及び長坂小学校へのプール設置事業に着手する。各小中学校のプール整備を実施することにより、児童・生徒の水泳技術の習得及び健康増進と体力の向上を図るとともに、災害時には、貯水を利用して避難所としての役割を果たしていく。」としています。

「また、地域住民に身近な学校グラウンドを、市民の生涯スポーツの振興を目的として、学校教育に支障のない範囲で小中学校施設開放の拡大を図るため夜間照明の設置を検討する。」と変更しています。

次に、12 ページ「Ⅲ.公教育担当者としての責務の遂行について」の(7)をご覧ください。

外国語に係る部分では、「外国語科」に関する記述、平成32年度までの移行期間に関する記述、言語活動については、「3年生から6年生までの4年間の学習の中で、外国語による『聞くこと』『読むこと』『話すこと』『書くこと』の言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成を目指す」といった具体的な記述を追加しています。

次に、14 ページ(10)をご覧ください。

プログラミング教育に係る部分ですが、小学校において、「次期指導要領に位置づけられた、プログラミング教育の実施に向けての研究」、「プログラミングを体験することにより、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を行う」とった記述の項目を加えています。

次に、15 ページ「Ⅴ.道徳教育について」をご覧ください。

平成30年度から小学校で「特別の教科 道徳」となることから、小学校指導要領の内容に合わせる形で、全面的に改訂をし、道徳科についての記述の充実を図っています。中学校については、平成31年度からの実施となるため、中学校分は基本的に平成29年度の記述で残しています。

内容的に大きな変更のあったのは(3)から(5)の部分になります。

17 ページをご覧ください。

「(3) 道徳科の年間指導計画の作成にあたって、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成する。なお、作成に当たっては、各学年段階の内容項目について全て取り上げ、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行う。また、園児児童の心に響く道徳教育を一層推進するため、府教育委員会が作成した道徳実践活動学習教材『未来を切り拓く心を育てるために』『夢や志をはぐくむ教育』を活用する。」としています。

「(4) 道徳科の指導においては、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成する。」としています。

「(5) 道徳科の評価を行うに当たっては、学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、児童が自らの成長を実感し、更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価となるようにする。特に、学習活動において児童がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視し、観点別評価ではなく個人内評価として丁寧に見取り、記述で表現する。」としています。

また、小中学校ともに、「道徳教育の振興にあたっては、道徳教育振興会議から市に提言をいただいた『考える、論議する道徳教育』への転換、家庭・地域・学校の連携強化を具体化していく必要がある。」としています。

次に、23 ページ「VI人権教育の推進について」の「3.学習内容」の「(2) 在日外国人教育」をご覧ください。

文中に、「平成28年の『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律』の趣旨を踏まえ、そのために必要な取組を行うよう努めるとともに、」と「特別の教育課程における日本語指導が必要な児童生徒については、『個別の指導計画』を作成し、指導計画に基づいて学習活動を評価し、必要な場合は指導計画の見直しを行うことにより、児童生徒の現状を把握することに努める。」などの項目を追加しています。

次に、同じく23ページの「(3) 男女平等教育」をご覧ください。

文中に、「平成24年に策定された「第2次いずみさの男女共同参画行動計画」及び、平成29年に制定された「泉佐野市男女共同参画まちづくり条例」の記述を追加しています。

次に、29ページの(4) いじめ防止対策に係る部分では、「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂、平成29年6月に策定された「泉佐野市いじめ防止基本方針」の記述を追加しています。

次に、40ページ「1.社会教育について」の(8)をご覧ください。

「子どもたちの健やかな育ちの基盤として、保護者が地域とのつながりを深めながら、家庭教育について学ぶ場として、家庭教育学級を実施する。」を追記しています。

また、(9)の「泉佐野市生涯学習ボランティア講師登録制度の活用と支援を図る。」の項目ですが、41ページ「IV.生涯学習センター・公民館活動について」の(2)、(4)の項目削除に併せて追加しています。

最後に、45ページ「II.歴史館について」の(4)をご覧ください。4月に市制70周年を迎えるにあたりまして、次年度は、常設展示とは別に、市制70周年に関連する特別展示を行うとともに、郷土の歴史や文化に関連する普及事業を展開してまいりますので、修正をしています。

説明は、以上です。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

奥教育長

ただいま、学校教育課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

山下委員

プールに関してですが、佐野中は50m、その他は25mプールだと思うのですが、だいたい維持費は1年間にどのくらいかかるのですか。

谷口スポーツ推進担当理事

今、市内の4プールを指定管理で運営しておりますけれども、だいたい1年間の4プールまとめの運営費用が、電気代とか水道代とかすべて含めた額で1,579万円です。学校プールになりますと、開ける時期が多い少ないなどで多少変わるかと思うのですが、同じプールの大きさでは、それを4で割って、約400万円か、もう少しかかるかなと思っています。

山下委員

例えば、第三小学校の1年間の維持費だけで400万円かかるとするなら、100人の子どもで400万円もかけるのであれば、いいバスを買って、いろんなどころに行った方が安いのではないですか。建設費はゼロです。単純に皆さんが思うことだと思っておりますが、その辺りの議論があったのか、無かったのかお聞きしたいです。

谷口スポーツ推進担当理事

指定管理をいれると400万くらいかかるとは思います。全部の小中学校で一般開放を一同にするのか、まだ議論の余地があるところでございまして、どういうふうな管理運営をして、どんなふうに関放するのか、全体としてどうするのかまともでないということもありますので、もう少し安いコストで運営ができるのかなとも思います。

上野教育部長

運営コストに関しては谷口理事が説明させていただいたとおり、一般開放の方法によっては、年間の運営経費は多少下がるかと思っております。

初期投資で児童数が少ない中でお金をかけて整備するののかというご質問も含まれているのかなと思うのですが、それにつきましては、児童の多寡によって施設に差が生じるというのは児童の責任でないところもあります。ただ、当然考慮すべき要素の一つというのは重々わかっていますが、学校が避難所でもあるというなかで、万が一災害が起こった場合、プールに貯水した水を飲用水に転用できるということもあって、災害対策という部分からも各小中学校にプールを整備していこうというのが市の方針でして、ご理解いただければと思います。

山下委員

佐野中のプールを見に行きました。浄水施設があるということですが、津波が起これば一番あそこがやられてしまうので、何故だろうと思いました。

上野教育部長

津波でプールが浸水被害を受ければ当然飲料用浄水装置を使えないということにはなりますけれども、災害は何も津波だけに限ったものではなく、違う災害の場合で避難所になる場合がございしますので、いろいろな災害を想定して進めているということでございます。ただ、学校としては、あの場所しか設置する場所がなかったということでございます。

奥教育長

他にございせんか。

無いようでございますので、議案第4号「平成30年度泉佐野市教育委員会重点施策について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第5号「泉佐野市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

上田学校教育課長

それでは、議案第5号「泉佐野市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について」ご説明させていただきます。

資料の1ページ、併せて新旧対照表をご覧ください。

本条例改正につきましては、これまでの基金総額4億4,707万7,794円に、今回は、ふるさと応援寄付金などの本基金への積立分はなく、平成27、28年度分の不納欠損金376万6,000円分の減額を行うもので、基金総額を4億4,331万1,794円に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平成30年4月1日から施行となっております。

今後も、基本的には、年度ごとで、基金総額に変更の必要が出てまいりましたら、その都度、条例改正を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

奥教育長

ただいま、学校教育課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

畑谷委員

金額が変わったのですが、4億4,331万1,794円の全額が奨学金として貸付されているのですか。

上田学校教育課長

今お話しているのが、基金全体の総額ということでございまして、すべてを貸し付けているわけではございません。その内の1億8,000万くらいだったかと思うのですが、貸し付けている状態です。ここ何年か、ふるさと納税で寄付をいただいて、それを積み立てさせていただきながら貸し付けをさせていただくということになるのですが、4億全部を貸し付けているわけではございません。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第5号「泉佐野市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第6号「泉佐野市就学援助費支給要綱の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

上田学校教育課長

議案第6号「泉佐野市就学援助費支給要綱の一部改正について」につきましてご説明させていただきます。新旧対照表2ページをお開きください。

今回の改正理由としましては、昨年、認定基準を生活保護基準の1.2倍から1.4倍に改正をさせていただいたところですが、他市の状況等を鑑み、また広く就学援助を行うため、認定基準額を1.5倍に改正させていただくものでございます。

また、新入学に備えるために、新入学学用品費の早期支給と、宿泊を伴う校外活動費の早期支給を行うため、併せて改正するものでございます。

改正点でございますが、第3条第2項ア「生活保護基準の1.4倍以下である者」を「生活保護基準の1.5倍以下である者」と改正しております。

また、3ページの第4条第3項の新入学学用品費にあります「新入学の児童又は生徒が当該」を削除し、入学に必要とする学用品及び通学用品の購入費の（ ）欄、4月1日現在での前に、「1年時に支給する者は、」を加えております。

また、5ページの第8条の4 援助費の支給時期の表ですが、費目と支給時期に変更がございます。上から2段目、「校外活動費」ですが、「宿泊を伴わないもの」と、「宿泊を伴うもの」に分け、「宿泊を伴うもの」については、「支給時期を実施した月の属する学期」としております。

また、「新入学学用品費」ですが、「最初の学期又は最終学期」としております。

今回の改正により、父・母・中学生・小学生の家庭を例としますと、目安となる基準額の所得金額は、300万円から322万円となります。

また、支給対象者数は、小学生につきましては、平成29年度の決算見込みの認定率17.8%が19.5%の21人の増、中学生につきましては、平成29年度の決算見込みの認定率18.4%が21.3%の13人の増、全体では、平成29年度の決算見込みの認定率18.0%が20.06%の34人の増を見込んでおります。

参考資料の「近隣各市の就学援助認定基準」をご覧ください。

認定基準も掲載しておりますが、生活保護基準につきましては、自治体によって一律同じではないこともございますので、認定基準額で見ていただければと思います。

泉大津市が355万円、和泉市が368万円、高石市が294万円、岸和田市が338万円、貝塚市が273万円、泉南市が263万円、阪南市が274万円、本市が300万円となっております。

また、認定率ですが、泉大津市が17.47%、和泉市が19.50%、高石市が18.85%、岸和田市が28.0%、貝塚市が19.2%、泉南市が23.43%、阪南市が14.42%、本市が18.01%となっております。

昨年度、認定基準を1.2倍から1.4倍に改正をさせていただいたところではありますが、和泉市、泉大津市、岸和田市では基準額が300万円を超えているといった状況となっております。

また、認定率については、1.2倍から1.4倍に改正させていただいて、約2%上がりましたが、府内平均が約20%で、近隣市では20%を超える自治体もあります。

このような状況の中で、本市としては、認定基準を引き上げることにより、認定率についても府内平均の20%をめざしていきたいというものでございます。

また、新入学学用品費と宿泊を伴う校外活動費の早期支給を行うなど、就学援助制度の充実を図っていくため、改正するものでございます。

説明は以上です。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

奥教育長

ただいま、学校教育課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

畑谷委員

この支給する時期ですが、それぞれ違うということで5ページの4で表にいただいているのですが、実施した月の属する学期というのは、出したのを後で返してくれるという形になっているのですか。

上田学校教育課長

そうです。今まででしたら実施があつて、最終学期という形で払っていましたが、できるだけ早く、実施した学期でお支払いさせていただくということでの改正になります。

畑谷委員

生活が苦しいなという方が申込みをされると思うのですが、それでは、実施する時に、みんなのお金を集めるときに集めることができないということがあるのではないかと思います。先に支払をするのは不可能なのでしょうか。

上田学校教育課長

前倒し支援については、できるだけ必要なときにといいことがあると思います。しかし、こちらの事務的なことで、システムなどで管理をしておりますが、いろいろ確認して支給する必要があり、現時点で少しでも早くということになりますと、学期の月ということになり、今回改正させていただくということになりました。ご理解いただきたいと思います。

北浦委員

支給は立替えて領収書なりを提出していただいとということですか。

畑谷委員

校外活動や修学旅行は、先に出しておかないと駄目ですね。お金がないから行かないとかという話を以前聞いたことがあるので、「修学旅行に行くためのお金がないから修学旅行にいけないよ。」という親御さんが、もしかしたらいるのではないかと思います。それを出せないから行けないと思う子どもさんがいるのではないのでしょうか。

上野教育部長

前回の教育委員会でも議論になったように、援助費を先に支給することによって、実際にその費用に充ててくれなかったら困るわけです。ですから先に立替えというか、立替えという言葉が適当かわかりませんが、納めていただいてそれを援助するのがスタンスと理解いただければと思います。そうでないと、親が勝手に使ってしまうだとか子どものためになっているのかということに繋がってくるかと思っています。生活保護があってその上にさらに就学援助だということで、確かに生活に困っている家庭は生活保護以外の世帯もたくさんあるかと思いますが、そういう取扱いになっているということでございます。

山下委員

要するに先に払わないということですね。

畑谷委員

先に家のお金でやりくりをして出しておいたら、後で就学援助がもらえるということですね。

山下委員

この追加資料によると、他市は1.1倍なのに泉佐野は1.5倍が多いことを示したかったからですか。

上田学校教育課長

決してそのような意味ではございません。

他市の状況という部分でいきますと、確かに1.1や1.2が大半であるなか、本市は今回1.5に上げさせていただくのですが、いろいろ地域の基準の違いもありますので、できれば認定の基準額を見ていただきたいと思います。

前回引き上げさせていただいて300万までということになっているのですが、近隣では、それよりも高いところがあり、今回1.5まで引き上げることによって、322万ということで、そういった市と近い数字になります。また、認定率についても、1.5まで引き上げることで、府内平均の20%程度になりますので、今回引き上げをお願いしたいということで、比較表を出させていただきました。

赤坂委員

先月の委員会で近隣のデータが欲しいという意見を申し上げ、先ほどの答弁を聞かせてもらっていたら、認定基準と認定基準額についてはほぼ横並びになるけれども、まだ認定率では上をいっているところがあるから、そういう面では来年以降もう少し基準を考えなければならないというような受け取りかたもできるのですが、そのあたりはどうお考えですか。

上野教育部長

来年度から1.5倍に引き上げさせていただいて、認定基準額では他市並になります。しかし、支給金額ということでは、一点、いろいろな支給品目の単価の部分で、近隣市町はほぼ国基準に合わせている状況ですが、本市は国基準をかなり下回り、品目によっては半分程度しか支給できていない

ものもございます。担当者としては、そのあたりを改善していきたいと考えておりますが、すべての対象世帯を国基準に合わせていくのかということとあるところがあって、そこまでしなくてもということもございます。ただし、国基準にあわせることによって、当然、予算的にも今回のようなわけにはいかない形で大きく増えますから、そういったなか、来年度1.6倍に引き上げることを検討しているということは現時点ではございません。

北浦委員

この表では、両親と子ども二人での認定基準額が322万ですが、例えば、母子家庭で親一人、子ども二人だったらこの金額が変わってくるということですか。

上田教育課長

おっしゃる通りでございます。一般的に、基準額を比較するのに4人家族を使っておりまして、その基準額で出させていただいているということでございます。

北浦委員

お父さんだけとかいう場合だと、これがいくら下がるのですか。

上田教育課長

そうですね。下がるかと思うのですが、この表では、そういった金額の比較までできていないので、はっきりとした数字はお示しできません。申し訳ございません。

山下委員

入学式などに行かせてもらっていると、その式場の保護者が通るところで、就学援助費の支援はこちらですと資料を配っているわけです。お金を支給してもらうのであれば、教育委員会まで資料を取りに来るなりしていただくべきではないかと思えます。毎年少しずつ増やしていく、それは本当に困った家庭の人には本当にいいことだと思いますが、その姿を見ると、本当にこの人は困っているのかなと感じるのですよ。配り方にも注意していただきたいと思っております。

上野教育部長

前回も同じことを申し上げておりますが、これは決して親のために支給するのではなくて、子どもが置かれている環境に依らず等しく教育を受ける権利を保障するというのが、まずは第一の趣旨でございます。おっしゃっているように、家庭によっては、本来受けなくてもいいレベルであるのではないかという家庭があるというのも事実だと思います。そうであったとしても、子どもがそういう状況によって勉強をする場面が変わるということがないようにということです。

それともう一つ、広く周知という部分で言うと、逆に国からはもっと周知をなさいと指導がきているわけです。なぜ国は子どもの貧困対策に力を入れるかということ、子どもをそういう状況のまま放っておいて、大人になった時にまた社会保障の部分でお金が莫大にかかる。それは国の損失だということで、国が子どもの貧困対策に取り組んでいることのように。少子化が進んでいるこ

ともあって、1人の子どものもそういう状況にさせずに、国のために役立ってもらいたいというのが国の施策の方向だと認識しておりますので、よろしく願いいたします。

山下委員

おっしゃることは重々わかりますし、子どもは平等というのは当たり前だと思います。しかし、国の施策があっているかどうかは別にして、僕はあまりいいとは思っていません。

先月の会議で、そういった援助費をもらわなくても大丈夫な家庭がもっているのではという話がありましたが、やはり、それをきっちり調べたほうがいいと思います。先月、費用対効果が無いから、調べないということでしたが、市役所や教育委員会の仕事はそうでないと思うのです。費用対効果で、さっきの三小のプールの話ではないですが、無いのはわかっているけど、この金額以上の金額、例えば、援助費が1,000万円で、倍の2,000万円かかったとしても、それをきっちり調べて、支払うべきところに支払うのが普通だと思います。そうでないと納めるものも納めにくいし、そういったものにきちんとお金を使ってもらいたいと、少なくとも僕の周りにはそういった意見です。

奥教育長

他にご意見ございませんか。

無いようでございますので、議案第6号「泉佐野市就学援助費支給要綱の一部改正について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

山下委員

僕は反対です。

奥教育長

他の委員さんはいかがでしょう。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議がございますけれども、本議案は、賛成多数で、原案どおり承認することに決定しました。次に、議案第7号「スポーツ都市宣言について」を議題といたします。説明をお願いします。

谷口スポーツ推進担当理事

本市におきましては、平成32年(2020年)東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機として、生涯スポーツ社会の実現に向けて積極的にスポーツ振興に関する取り組みを行ってきたところでございます。

平成27年1月にはバレーボールの元日本代表選手でアテネオリンピックにも出場された大山加奈さんをスポーツ大使に委嘱し、市内小中学校での講演会やバレーボールの実技指導を通して、子ど

もたちがスポーツに興味を持つためのきっかけづくりを行っているほか、同年2月に学校法人日本体育大学と「体育・スポーツ振興に関する協定書」を締結し、「いずみさの体操」の創作や大学の教授をお招きしての講演会など様々な交流事業を行っております。

また、2016年リオデジャネイロオリンピック、サッカー男子代表のパブリックビューイングを行い、本市出身の南野拓実選手を応援したり、本市初の市民栄誉賞を贈呈した柔道の王子谷剛志選手を応援したりするなど、世界で活躍するトップアスリートの応援を通して、市民のスポーツへの関心を高める活動に努めておるところでございます。

そして今回、新たに「スポーツ都市宣言」を行い、今後、さらなるスポーツ活動の振興及び、スポーツを通じた様々な交流の推進を図りたいと考えます。もちろん「スポーツ都市宣言」の有無にかかわらず、生涯スポーツ社会の構築をめざし、様々な取組みを行っていくことには変わりはありませんが、「スポーツ都市宣言」を行うことは、市民の方々にスポーツ振興にかかる様々な事業への参加・参画を呼びかけるうえで、とてもわかりやすい目標になると考えます。

宣言の内容といたしましては、裏面をご覧ください。

生涯にわたりスポーツに親しむとともに、スポーツを通して交流し、市民一人ひとりが生き生きと暮らすことができ、笑顔と活力あふれる泉佐野市を築くため、ここに「スポーツ都市」を宣言します。

- 1 私たちは、スポーツを通して、健康なライフスタイルを推進します。
- 1 私たちは、スポーツを楽しみ、地域の絆を深め、友情とふれあいの輪を広げます。
- 1 私たちは、スポーツを通して、思いやりの心と、互いを認め合う心を育みます。
- 1 私たちは、スポーツを通して、広く世界の人々と交流を深めます。
- 1 私たちは、積極的なスポーツ活動をすすめ、世界に羽ばたく選手を育成します。

となっております。

この宣言が、泉佐野市民にとって、スポーツへの関心を高めることにつながっていけばと考えます。

簡単ではございますが、説明は以上のとおりでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

奥教育長

ただいま、スポーツ推進担当理事より説明がありました。

都市宣言については、近々には国際都市宣言、その前は健康都市宣言と、現在、全部で7つございます。様々な都市宣言をすることによって、市民の皆様方に啓発を行いながら、発展していこうというものですが、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

無いようでございますので、議案第7号「スポーツ都市宣言について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第8号「泉佐野市営プール条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

山路スポーツ推進課長

議案第8号「泉佐野市営プール条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

この度、佐野中学校プールが学校プールとして新設されまして、学校が夏休みの期間中、一般開放をするということで、市営プールの条例の一部を改正するというものでございます。

これまで市営プールは資料8の下の表にありますように、日根野プール、北中プール、長南中学校プール、新池プールの4プールございました。ただし、新池プールは漏水などもございまして閉鎖するというので、条例上、新池プールを佐野中学校プールに改めます。

裏面をご覧ください。表面はこれまでの残りの3プールの料金にあたるわけですが、佐野中学校プールは50mと25m、幼児用プールの3つのプールがございまして、料金設定の方も25mから50mになることもございまして、このような料金で、条例を改正させていただきたいということでございます。

次のページは新旧対照表になっております。第1条の2はプールの名称及び位置になっております。現行の「新池プール 中庄1106番地」が、改正後（案）で「佐野中学校プール 羽倉崎四丁目3番12号」を掲載しております。さらに、下の別表に料金の改正を掲載しております。このような形で「泉佐野市営プール条例の一部を改正する条例制定について」を議案として上げさせていただく予定です。

ご審議のうえ、ご承認を賜りますよう、よろしくご説明申し上げます。

奥教育長

ただいま、スポーツ推進課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

畑谷委員

佐野中プールは、50mプールがあって、2コースだけの25mプール、それと幼児用のプールの全部で3つあるということですか。

山路スポーツ推進課長

図面がありますのでご覧ください。

50mプール、25mプール、幼児用プールは全部水面がつながっており、柵で区切られているということでございます。

畑谷委員

わかりました。ありがとうございます。

各小学校、こども園が借りようと思っても料金を払って借りるのですか。

山路スポーツ推進課長

基本的には、学校が授業で学校水泳を行なっている1学期ですとかは、学校施設ということで、学校側が使われる分の料金は必要ございません。スポーツ推進課が指定管理者に管理運営をしてもらう一般開放については、学校水泳以外で広く市民の方、子どもさんを中心に利用されることになると思いますが、料金を支払っていただくことになります。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第8号「泉佐野市営プール条例の一部を改正する条例制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第9号「泉佐野市立佐野中学校プールの指定管理者の指定について」を議題といたします。説明をお願いします。

山路スポーツ推進課長

議案第9号「泉佐野市立佐野中学校プールの指定管理者の指定について」ご説明いたします。議案資料9をご覧ください。

先ほどの議案8号でご説明いたしましたとおり、泉佐野市立佐野中学校プールが新設され、学校が夏休みの期間、他の市営プールと同様に指定管理者による管理運営により一般開放を行いたいと考えております。

これまで、日根野プール、北中プール、長南中学校プール、新池プールの4プールにつきましては、平成27年度からの5年間で指定管理期間とし、楠開発株式会社と協定書を締結して、管理運営を行っております。30年度につきましては、新池プールを廃止し、新たに佐野中学校プールを夏休み中に一般開放するということですが、現在の指定管理者である楠開発株式会社に指定させていただきたいという議案上程でございます。

ご審議のうえ、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

奥教育長

ただいま、スポーツ推進課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

畑谷委員

先ほど、夏休みの管理を行うのは指定管理者とのことでしたが、もし夏休み期間中に、あつてはならないのですが、事故があった場合の責任は誰になるのでしょうか。

上野教育部長

施設の設置者はあくまでも市でございますので、そういった意味での責任は市にあります。指定管理者が管理運営を行なっている間、管理運営協定で定められた仕様等を守っているか、守っていないかによって、指定管理者の責任であるのか、又は施設設置者の責任であるのか、そこは具体的な事例をもって判断されることになると思います。例えば、警備など人員配置を仕様どおりに配置していなかったことによる責任となれば、指定管理者の責任になりますし、施設の維持管理上で市が責任を負う部分で瑕疵があった、それによって事故が起こったのであれば、市の責任になります。

奥教育長

他にございませんか。

無いうでございまして、議案第9号「泉佐野市立佐野中学校プールの指定管理者の指定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第10号「泉佐野市民テニスコート条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

谷口スポーツ推進担当理事

現在、本市におきましては、市内3ヶ所に計9面のテニスコートを所有しております。今回はその内スポーツ推進課の所管いたします「上瓦屋テニスコート」を廃止するものでございます。

「上瓦屋テニスコート」は、昭和59年に設置をいたしまして、ハードコート2面に、ナイター設備を有しております。設置より相当年数が経過していることから、コート面の破損やナイター設備のコインタイマーの不良、照明塔そのものも錆が発生しているという状況となっております。従いまして、利用人数も減少傾向にあります。また、高齢化に伴い、膝への負担が少ないとされている砂入り人工芝のコートの増設が要望されていたところであり、平成30年度に泉佐野南部公園がオープンし、砂入り人工芝のテニスコート4面が設置されますことから、老朽化の著しい「上瓦屋テニスコート」を廃止するものでございます。

改正の内容といたしましては、第2条の名称及び位置から「上瓦屋テニスコート」と上瓦屋テニスコートの位置を削除する、そして別表（第5条関係）の上瓦屋テニスコートのところで料金を削除するとなっております。

施行日は泉佐野南部公園テニスコートのオープンに合わせて平成30年6月1日としております。

説明は以上のとおりでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

奥教育長

ただいま、スポーツ推進担当理事より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、議案第10号「泉佐野市民テニスコート条例の一部を改正する条例制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第11号「泉佐野市立幼保連携型認定こども園条例の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

川崎子育て支援課長

それでは、資料番号11番「泉佐野市立幼保連携型認定こども園条例制定について」提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。

この条例は、公立幼稚園と公立保育所を統廃合し、就学前の教育と保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行う幼保連携型認定こども園へ移行するために必要な規定を制定するものです。

第1条では認定こども園法に基づき幼保連携型の市立認定こども園を設置することを定め、第2条では認定こども園として、のぞみ・さくら・はるかこの3つのこども園の名称と位置を規定するものです。

次のページをお開き願います。

第3条としまして入園資格を定めていますが、内容につきましては子ども・子育て支援法に基づくものであり、従前より変更はございません。

第4条の入園の承認につきましては、これまで幼稚園への入園許可は教育委員会が行っておりましたが、認定こども園に移行するにあたり所管が教育部からこども部へ移りますので市長が入園承認することとなる旨を規定するものです。

第5条の保育料につきましては、従前より変更はございません。

第6条の入園の不承認等につきましては、第1号から第5号まで不承認、又は退園となる基準を定めており、第4条と同様に市長が命ずることとなる旨を規定するものです。

第7条の第1項第1号では、これまで保育所で実施してきた延長保育を、第2号では幼稚園で実施してきた預かり保育を継続して実施する旨をそれぞれ規定し、第2項ではこれらを利用した場合に保育料を納付しなければならない旨を規定するものです。

次のページをご覧ください。

第8条の委任では、条例の施行にあたり必要な事項は規則で定めることとするものです。

なお、附則としまして、第1項でこの条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。また、附則第2項では、認定こども園への移行に伴い、泉佐野市立幼稚園保育料等に関する条例及び泉佐野市立保育所条例を廃止するものであります。

なお、経過措置といたしまして、附則第3項では従前からの保育所在籍者について、また、附則第4項では従前からの幼稚園在籍者については、それぞれ施行日において、市長は引き続き認定こども園の園児と承認するみなし規定を設けるものであります。

ここからは、泉佐野市職員等の旅費についての条例新旧対照表をご参照願います。

附則第5項で泉佐野市職員等の旅費についての条例のうち、別表第1備考中「及び幼稚園に勤務する教職員」を削りますのは、教職員であった幼稚園教諭が行政職の保育教諭へ変更となるため、旅費算定の基礎となる行政職給料表の適用を受けることとなるための改正であります。

次に泉佐野市公立学校設置条例新旧対照表をお開き願います。

附則第6項で泉佐野市公立学校設置条例のうち、第1条中「幼稚園、小学校」を「小学校」に改めますのは、学校の定義から幼稚園を削除するもので、第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号としますのは、学校施設の名称及び位置の規定から幼稚園を削除することに伴う号ズレによるものであります。

続きまして、泉佐野市行政手続き条例新旧対照表をご覧ください。

附則第7項で泉佐野市行政手続条例のうち、第3条第4号中「保育所」を「幼保連携型認定こども園」に、「入所者」を「乳児」に改めますのは、行政処分及び行政指導の適用除外とする本規定において、保育所が認定こども園へ移行するための文言修正によるものであります。

次に泉佐野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表をお開き願います。

附則第8項では、泉佐野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の題名を泉佐野市学校医等の公務災害補償に関する条例と改めた上、第1条中「泉佐野市立学校」の次に「及び泉佐野市立幼保連携型認定こども園」を加えますのは、附則第6項で学校の定義から幼稚園を削除しますが、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に、地方公共団体が設置する学校及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医の公務災害を補償しなければならないと規定されているためでございます。

また、第2条中「泉佐野市教育委員会」の次に「(泉佐野市立幼保連携型認定こども園にあっては、市長)」を加え、第6条中「泉佐野市教育委員会」を「実施機関」に改めますのは、当該保障の実施機関がこれまで幼稚園を含む学校については市教育委員会が実施機関でしたが、学校については市教育委員会、認定こども園については市長が実施機関となる旨を改正するものです。

次に、泉佐野市の施設における国旗の掲揚及び教職員等による国歌の斉唱に関する条例新旧対照表をご覧ください。

附則第9項で、泉佐野市の施設における国旗の掲揚及び教職員等による国歌の斉唱に関する条例のうち、第2条第2項中「幼稚園、小学校」を「小学校」に改め、「(園長を含む。以下同じ。)」を削りますのは、認定こども園は同条第1項の「市の施設」に包含されるため、同条第2項の教職員の定義から園長を含む幼稚園教諭等職員を除くものであります。

続きまして、職員基本条例新旧対照表をお開き願います。

附則第10項で、職員基本条例のうち、第3条第1項中「又は幼稚園」を削りますのは、当該条例の適用除外とする規定から幼稚園職員を削除する文言修正によるものであります。

次に泉佐野市教育行政基本条例新旧対照表をご覧ください。

附則第 11 項で泉佐野市教育行政基本条例のうち、第 6 条第 1 項中「(幼稚園を含む。)」を削りま
すのは、教育委員会が施策の充実を図るべき学校の定義から幼稚園を削除する文言修正でございま
す。

最後に、泉佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育の利用者負担等に関する条例新旧対照
表をお開き願います。

附則第 12 項で泉佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育の利用者負担等に関する条例のう
ち、第 4 条第 1 項中「(市立保育所を除く。)」を削り、同条第 2 項中「市立保育所又は市立幼稚園」
を「市立幼保連携型認定こども園 (以下「市立認定こども園」という。)」に改めますのは、同条第 1
項に民間の保育園と認定こども園、同条第 2 項に市立認定こども園にかかる保育料の徴収規定をそ
れぞれ整理するためです。

また、第 7 条の見出し中「延長保育料」の次に「及び預かり保育料」を加え、同条第 1 項中「市
立保育所」を「市立認定こども園」に改めますのは、これまで保育所で実施してきた延長保育を認
定こども園として実施する場合において徴収する延長保育料について規定するものです。

さらに、同条第 2 項中「延長保育料」の次に「及び預かり保育料」を加え、同項を同条第 3 項と
し、同条第 1 項の次に 1 項を加えますのは、附則第 2 項で削除します泉佐野市立幼稚園保育料等
に関する条例で規定していました預かり保育を認定こども園移行後も実施するため、預かり保育料の
徴収規定を改めて規定するものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審査の上、ご承認賜りますようお願い申し上げま
す。

奥教育長

ただいま、子育て支援課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、議案第 11 号「泉佐野市立幼保連携型認定こども園条例の制定につい
て」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第 12 号「教職員の人事について」を議題といたしますが、人事案件につき非公開が適
当と考えますが、ご異議ありませんでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議がございませんので、本議案は、非公開とさせていただきます、後程、関係者のみで議事を進
めてまいります。

次に、その他で何かございますか。

無いようですので、教育長報告に移らせていただきます。

昨日校園長会がございましたけれども、その内容に沿って説明させていただきます。

まず、1ですが、平成30年度当初新規採用者の泉佐野市の配当につきましては、小学校6名、養護教諭1名、中学校8名（国語1、社会2、数学3、男体1、英語1）、小中いきいき連携1名（英語）、栄養教諭0名、事務職員1名、合計17名で、昨年度に比べて5名減となり、だんだん減ってきております。その他に、生徒指導支援加配や少人数指導等の加配が別途ございますので、これにつきましては、またお知らせさせていただきます。

2の3月議会については、資料通りの日程で行われます。

3は、平成30年度当初の事業予定についてということで、今回の議会や予算委員会等に通して承認をいただかなければならないのですが、現状こういったことで来年度は考えていますよということとを説明させていただいております。

1番目の35人学級については、現状維持ということです。

2番目の安全対策については、防犯カメラを各小学校区に1つずつ増設し、スクールガードリーダーも1名増えて合計3名で安全対策をするということとでございます。

3番目の家庭の教育機能総合支援員、家庭的な状況によりなかなか学校に行きにくい不登校等々の対応につきましてスクールソーシャルワーカー的な役目を果たしていただく支援員の方ですが、来年度も1名増やしていただきまして、各中学校区に1名になります。

4番目のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーにつきましては、非常に活用していただいておりますが、支援教育にかかる教育相談もしっかり充実させていただいて、学校と他機関との連携によって、より一層子どもに適切に対応できるようにしていきたいと考えております。

5番目の授業改善に資する学びの創造（仮称）ですが、学力向上のために、いろいろな子どもとの接し方や集団づくりも含めて、クラス経営をどうやっていけばいいかは現場の大きな悩みでありますし、課題でもあります。子どもとどうやって接していくかを、講師をお招きして連続的に7回、同じ学校になるか、いろいろな学校が変わるかもしれませんが、先生方に勉強していただき、学力向上を目指していくという取組みの予算化を図っていききたいと思います。

6番目、学力の厳しい状況の学校における算数サポートの実施を1校増やして4校にしていきたいということとです。

7番目、放課後まなびんぐサポート事業ですが、夏季休業中も対応できるように、予算の増額をお願いしたいと思っております。

8番目、ALTですが、5,6年生は英語科ということで今後進んでいくわけですが、小学校3,4年生も外国語活動ということで進めていきますので、ALTの関わりもということで増をお願いしているところでございます。

9番目の中学校クラブ活動の民間委託試行につきましては、教員の働き方改革もありますが、より専門的な技術を持って子ども達への御指導をいただけるということもあり、他市では既に取り組んでいるところもあります。本市としても2つくらいのクラブになると思いますが、やってみた上で効果等々も考えていくということとです。クラブ指導員のことについては国の制度としても改正されているわけですが、教員の負担をできるだけ軽くすることも含めて考えていきたいと思っております。

10 番目、働き方改革のなかで一番肝心の教職員の勤務時間ですが、先生方は献身的にやっていただいており、勤務時間の感覚があまり無いのではないかと思います。しかしながら、自身が倒れて休んだりすると、子どもへの教育が低下してしまいますので、そのようなことの無いようにすることが一番大事なことと言えます。そこで、タイムカードシステムを導入し、先生方が出退勤時間をしっかり自覚していくようにしていきたいと思っております。

11 番目は教育環境充実ということで、エレベーターの設置やトイレの洋式化、机椅子の入れ替え等々も年次計画的に進めていきたいと考えております。

4.その他ということで、行事等を列記しております。

「みんなで育てる花いっぱいプロジェクト」ですが、新規で長坂小学校と日根野小学校が30年度から32年度まで取り組んでいただくということで、新規の2校と従来から取り組んでいる上之郷小学校、長南小・中学校を合せ5校になり、31年度に実施する市政70周年を記念して「全国花いっぱい運動」も行われますが、全面的に啓発できるのではないかと思います。

資料にはありませんが、中学校の卒業式の前日、卒業後の子どもたちの見守りということで、先生方は前日かなり遅くまで学校で待機していただいておりますが、卒業後も子どもたちの行動に適切な対応ができるようお願いしております。31日までは中学校の子どもでございまして、生徒への指導等々含めて対応をお願いいたしました。

それと、一斉退庁とノークラブデイに関しましては、これまでも設定していましたが、なかなか実効性がないというのが現実でした。教職員の心身の健康を保持する意味でこういう取組みは国の方針でもありますし、全国的にもこれから進んでいくということで、泉佐野市におきましても、皆様にお知らせをしているとおり、4月から実施させていただくことになりましたので、しっかり実行してくださいということと、保護者の方に周知していただかないといけないので、事前にPTA会議等々を通じて周知をしておいてくださいということをお願いしております。

私の報告は以上でございます。

私の報告で何かご質問等ございますか。

無いようですので、本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。

事務局の方で、他に何かありますか。

檜葉教育総務課長

本日は長時間にわたり、多数の案件をご審議いただいたところですが、通常の日程でいきますと、本日付議された案件以外に、今回の3月定例教育委員会において案件として上程させていただくべき案件として、本年4月1日付けで施行予定の教育委員会規則等の制定についての議案が多数ございました。

本日の定例会議の案件が比較的多かったということと、規則等の制定の件数が11件と非常に多く、審議に時間を要すると思われましたので、3月中にもう一度お集まりいただき、臨時教育委員会会議を開催させていただき、ご審議いただきたくこととさせていただきます。

日程につきましては、3月16日金曜日、午前11時から、場所は市役所庁舎4階庁議室となります。

以上、急な会議の設定で申し訳ございませんが、よろしく申し上げます。

奥教育長

説明のありましたとおり、次回につきましては、臨時教育委員会会議ということで、3月16日の金曜日午前11時から、市役所4階庁議室で開催いたします。

次の4月定例教育委員会議は、4月6日の金曜日、午後3時から、市役所4階庁議室で開催いたします。

(関係者以外退席)

議案第12号「教職員の人事について」について、十河教育総務課教職員担当参事より説明審議され、原案どおり承認される。

奥教育長

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。

(午後4時30分閉会)